

①身分制社会

①近世社会当初、「士」である武士は、(1.)・(2.)
や(3.)などの特権を持つ支配身分となった。

武士は将軍をトップに、大名・旗本・御家人などいくつかの階層から構成された。

②武士と並ぶ支配身分として、(4.)家や(5.)、上層の(6.)・(7.)も含まれた。武士の家で、(8.)は家事に専念することを強いられた。

③一方、社会の大半を占める被支配身分は、農業を中心に林業・漁業に従事する(9.)、大工や刀鍛冶などの手工業者である(10.)、都市に住む(11.)の3つが主なものであった。以上のような社会の秩序を「12. 」と呼ぶこともある。商人が中心

④「12」とは別に(13.)・(14.)と呼ばれる被差別民があり、(13)は農業や、皮革製造・わら細工などの手工業に従事した。しかし、幕府や大名の支配のもとで、死牛馬の処理や行刑役などを強いられ、「15. 」などの蔑称で呼ばれた。

⑤(14)は、村や町から排除され集団化した乞食を指し、(16.)や(17.)により新たに(14)となる者も多かった。

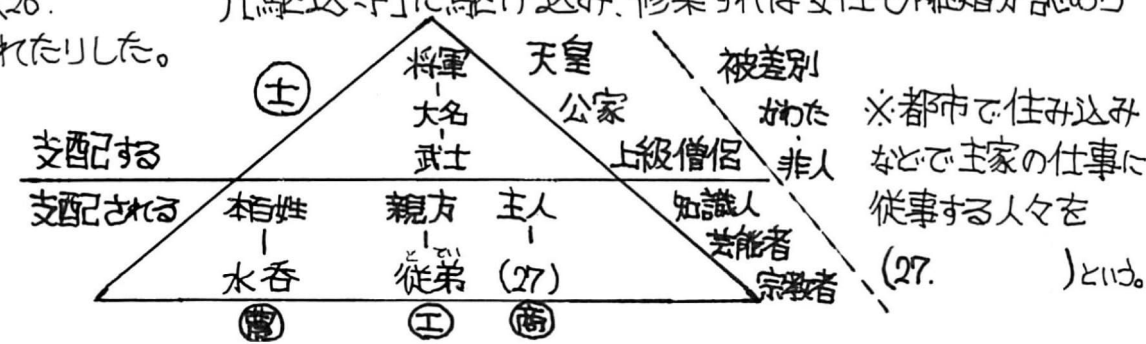
⑥(13)は城下町のすぐ近くに集められ、(18.)と呼ばれ(14)は村や町で番人をつとめたり、清掃・乞食・芸能などに従事した。

⑦そしてこれらの諸身分は、団体や集団ごとに組織され、1人ひとりの個人は(19.)に所属し、(19)や(19)が所属する集団を通じて、それぞれの身分に位置づけられた。(←百姓の家に生まれては百姓、てこと)

⑧武士や一部の有力な百姓・町人の家では、(20.)にあたる戸主の権限が強く、財産や家業は(21.)への単独相続が基本であった。

⑨またこうした家では、女性は家督から排除されるなど男尊女卑の風潮があり、女性は「家にあては父に、嫁しては夫に、夫死しては子に従う」という「22. 」が「23. 」の作とされる『24. 』で説かれ、夫は(25.)と呼ばれる離縁状で離婚できた。

⑩とはいえ、男子が生まれながらたりすると、女性が婿を招いたり、女性の相続を認めたり、鎌倉の東慶寺や上野国の満徳寺などの(26.)〔堅込寺〕に駆け込み、修業すれば女性も離婚が認められたりした。



<入試問題でアウトプット>

(問)江戸時代の身分制度の説明文の正誤を判定しよう。(聖心女子大)

- ①支配身分である武士の特権として、苗字・帯刀や切捨御免などがあった。[]
- ②被支配身分の一つである非人は、治安警察の末端を担うこともあった。[]
- ③農業のみに携わっていた者だけが百姓と呼ばれた。[]
- ④士農工商は、武士・百姓・職人・商人の四民を指すことばである。[]

2 村と百姓

①中世の惣村では、指導者のおとな・沙汰人を中心に、惣掟という村独自の法を定め、寄合で村が運営された。その惣村が近世に受け継がれ、(1.) [村の境界を決めたこと]などで分割されたり、新田開発が進んで新しい村が生まれたりして、17c末には全国の村数が(2.)余りを数え、総石高は約(3.)石となった。

②村は(4.) [関西では(5.)、東北では(6.)]と呼ばれる村の長、その(4.)を補佐する(7.)、村民の代表の(8.)からなる(9.)と呼ばれた村役人を中心に運営された。

③(10.)は、(4.)や(7.)の監視役を果たした。こうした(9.)を含め、村の正規の構成員として村の運営に携わることができたのは、(11.)に田畑や屋敷地の所持者として登録され、年貢・諸役を負担する(12.)であった。

④村には、土地を持たず、他人の土地を借りて耕作 [= 小作] したり、日雇仕事に従事したりする(13.)や、有力な(12.)と隷属関係を結ぶ(14.)・(15.)らもいたが、こうした(12.)以外の者が村の運営に関与することはなかった。

⑤村民に数戸ずつで(16.)をつくらせ、年貢納入や犯罪の防止の連帯責任を負わせた。田植えや屋根葺きなどは、(17.)または(18.)と呼ばれる共同労働で行われ、村共用の山野地である(19.)の利用、道の整備なども共同で自治的に行った。

⑥これらの経費は(20.)と呼ばれ、村民が共同で負担した。村の運営は(21.) [21.]に基づいて行われ、その違反者は、村民との交際を絶つ(22.)の制裁をうけた。

⑦年貢は村全体に対してかけられ、村の責任で納める(23.)がとられ、田畑や屋敷地の高請地に課せられる(24.)を中心に、副業に課される(25.)、村高に応じて農民に課せられた付加税の(26.)、一国単位で課される河川の土木工事などの(27.)、公用交通に人や馬をさし出す(28.)があった。

⑧本途物成は米納が原則で、税率^{めい}〔^{きゅうほう}免〕は初期に西公六民^{しつごくろくみん}幕領では享保頃^{きやうほう}から五公五民^{ごこうごみん}程度となった。年貢率は、その年の収穫に応じて決める(29.)と、豊凶に関係なく、一定期間税率を同じにする(30.)がある。

⑨村からの年貢収入は、領主にとって重要な財政基盤となった。幕府は百姓の小経営をできるだけ安定させ、一方で貨幣経済に巻き込まれて百姓が没落しないようにし、年貢・諸役を確実に徴収しようとした。そんな中、1641年の(31.)で5~10万人の餓死者が出て、幕府は本格的に農民対策を考えた。

⑩(32.)年、徳川<33. >の時代に、本百姓の没落と富農への土地集中を防ぐため、(34.)を出すとともに、(35.)を出し、検地帳記載の本田畑で(36.)・菜種などの商品作物を作ることを禁じ、貨幣経済の浸透防止をはかった。¹⁶⁴³田畑売買する人ムシさ!

⑪4代将軍徳川<37. >の時代になると、(38.)年に(39.)を出し、名主は(40.)石以上、一般百姓は(41.)石以上の所持で分地を認め、それ以下の分地を禁止し、耕地の細分化の抑制をはかった。

¹⁶⁷³いっさんな身に分けるな!分地制限!

※(34)は1872年まで存続した←¹⁸⁷³伊な3パー、地租改正の前

＜入試問題でアウトプット＞

(問) 次の文章を読み、設問に答えよう。(東海大改)

① 村の責任で年貢が納入されていたことが示すように、村は自治をおこなう能力を有していた。その中核を担ったのが、名主・(ア)・百姓代^{ひやくしやうだい}となる村方三役である。(略)こうした村方三役を含め、村の正規の構成員として村の運営にたずさわることができたのは、(イ)に田畑や屋敷地の所持者として登録され、年貢や諸役を負担する本百姓であった。(略)

(1)(ア)に入る語は? ()

(2)(イ)に入る語は? ()

② 本百姓の負担の中心は、田畑や屋敷地にかかる年貢であったが、それ以外に、(a)山野河海からの収益や農業以外の副業にかかる雑税のほか、村の石高の総計に応じてかけられる付加税や、土木工事に動員される夫役^{はこ}なども負担した。幕府は、江戸時代に発生した最初の全国的な飢饉とされる(ウ)の飢饉の影響が残る1643年に、(b)田畑の売買を禁じる法令を発し。(略)

(3)下線(a)の総称を何と言う? ()

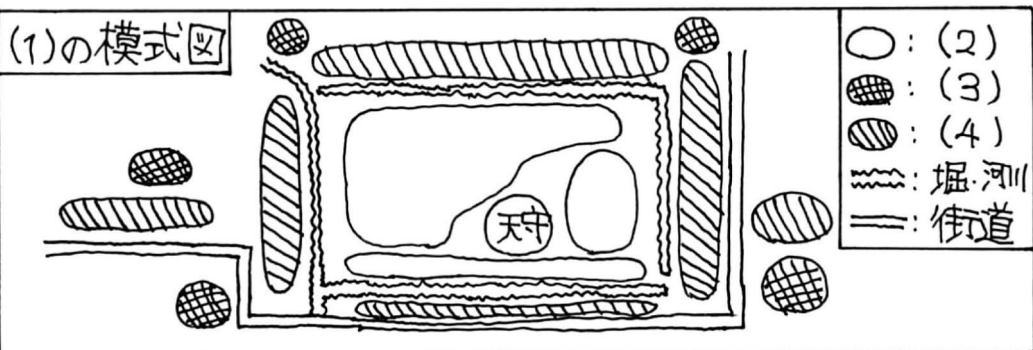
(4)(ウ)に入る語は? ()

(5)下線(b)が禁じる田畑の売買は、実際には、質入れなどの形をとっておこなわれることもあったが、田畑の売買行為が公的に認められ、下線(b)が法的な効力を完全に失った年は?

(6)共有地の利用や、用水路の管理、道の整備、あるいは治安維持などにかかる経費のことを? ()

3 町人の統制

①武士は、豊臣政権の兵農分離政策によって(1.)への移住を強制され、地域における領主としての力を失った。(1)は、(2.)・(3.)・(4.)といった身分ごとの居住地の区別があった。(4)は(5.)とも呼ばれた。



②(4)は、商人・手工業者などが居住し、(6.)という小社会を多く形成した。(6)は町人の代表である(7.)・(8.)・(9.)・(10.)などを中心に、(11.)[(11.)]に基づいて運営された。

③町人は、営業の自由や、屋敷地^{ぶやしき}にかけられる年貢^{ねこう}である(12.)の免除などの特権があり、百姓のような重い年貢負担を免れた。

④町人に課された夫役^{ぶやく}〔労役〕として(13.)があり、城下町の上下水道や道・橋の整備、堀の清掃、防火などの都市機能を維持するためのものが多かった。また、(14.)で代わりに支払うこともあった。

⑤町人として資格を持ったのは、土地・屋敷を持つ(15.)・(16.)で、町の運営に参加した。一方、(15)から土地を借りて家屋を建てて居住する(17.)、家を借りている(18.)や、商家に^{しょうか}住み込む^{ほうこうにん}奉公人は、町政に参加できなかった。

＜入試問題でアウトプット＞

(問)次の文章を読み、下記の設問に答えよう。(中央大)

16c末以降、さまざまな産業が発達し各地で特産物の生産などが盛んになった。また、陸上や海上の交通網が整備されることで、特産物の生産地と三都や①城下町などの都市とが結ばれ、^{蔵物}蔵物だけでなく^{納屋物}納屋物などの商品の流通も盛んになった。

(1)下線部①に関する次の説明のうち、正しいものにはイ、誤っているものにはロを書き入れよう。

a. 城下町は、城郭を中心として、武家地、寺社地、町人地などのように、身分によって居住する区域が分けられた。[]

b. 城下町の町人地などには、町という共同体があり、町名主、町年寄などとよばれる者を中心に、町法などを定めて運営がなされた。町の運営をする町人には、家持・地主のほか、店借、地借も含まれた。[]

c. 城下町である江戸の町人地では地子が課せられるほか、町の維持のためなどに町人足役という夫役が課せられ、夫役の貨幣による代納は認められなかった。[]